

「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」の概要

総務課

1 はじめに

本年は、2月下旬に岩手県大船渡市において焼損面積が過去数十年間で最大となる林野火災が発生したほか、国内各地で大規模な林野火災が相次ぎました。

これを受け、消防庁では、今般の消防活動等を検証し、今後の火災予防、消防活動、装備・技術等の充実強化のあり方について検討するため、本年4月に、林野庁と共同で「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」（以下「検討会」）を設置しました。

検討会は、火災工学、行政法、防災情報、気象学、森林整備などの学識経験者のほか、消防関係者、森林関係者の合計22人から構成され、座長はNPO法人日本防火技術者協会理事長の関澤愛氏に務めていただきました。

8月22日に開催された最終回の第6回会合まで活発な議論が行われ、同26日には関澤座長から大沢消防庁長官及び谷村林野庁次長に対し、取りまとめられた報告書の手交が行われました。本稿では、検討会報告書の概要について紹介します。

2 報告書の主な内容

検討会では、「大船渡市林野火災の原因調査と消防活動等の検証」と「林野火災に対する今後の消防防災対策のあり方」が検討テーマとされました。

前者のうち、消防機関の活動面については、既に本誌本年5月号で取り上げていることから記述を省略させていただきます。消防法第35条の3の2に基づき実施した消防庁による火災原因調査結果の要点は以下のとおりです。

(火災概要)

● 発生日時等

発生時刻：令和7年2月26日 時分不明
覚知時刻：令和7年2月26日 13時02分
鎮圧時刻：令和7年3月9日 17時00分
鎮火時刻：令和7年4月7日 17時30分

● 被害状況

延焼範囲：約3,370ha（昭和39年以降最大）

焼損棟数：住家90棟、住家以外136棟

死傷者数：死者1名、負傷者なし

(出火原因)

- 薪ストーブの煙突の火の粉を起因として出火した可能性が相対的に高いことは認められるが、具体的な発火源等の特定には至らなかった。

(延焼要因)

- 林野内の可燃物が乾燥していたこと（2月の月降水量が観測史上最少）と火災初期の強風（最大瞬間風速18.1m/s）により、樹冠火を伴う激しい燃焼と飛び火の発生。
- その後、リアス式海岸の複雑な地形と局地的な風の影響を受け、多方面へ拡大。

後者に関しては、5月に開催された第3回会合では中間取りまとめとして、以下の4つの柱が「取組の方向性」として整理されました。

- ①林野火災における予防・警報のあり方
- ②大規模林野火災に対応できる消防体制のあり方
- ③大規模林野火災に備えた多様な技術の活用・開発
- ④災害復旧及び二次災害の防止活動

その後第6回会合に向けて、この中間的整理に基づき議論が重ねられ、最終的な報告書が取りまとめられました。以下、報告書のうち、今後の消防防災対策に係る部分の概要を記載します。

1. 林野火災における予防・警報のあり方

(1) 予防警報のあり方

ア たき火の届出制度及び火入れの許可制度

- 火災予防条例（例）において、たき火が届出の対象であることを明確に位置付けることが必要である。その場合には、届出対象地域として林野周辺の地域を指定したり、届出の対象時期を特定の時期に限定したり、地域特性に応じた取組とすることもできる仕組みとすることも考えられる。

- 国や各市町村において森林法第21条に基づく許可制度の周知を行うことが重要である。また、火入れの許可情報について、許可する部局と消防本部において共有するなど情報連携の強化を促進することが重要である。

イ 林野火災注意報及び林野火災警報の的確な発令

- 火災の予防止危険な気象状況になった際に、後述する（仮称）林野火災警報を発令する前段階において、林野火災予防に係る注意喚起等を行い、林野周辺において住民等に火の使用制限の努力義務を課す仕組みである（仮称）林野火災注意報を創設し、火災予防条例（例）上に位置付けるとともに、具体的な発令指標を設定することで的確な発令を促すことが必要と考えられる。

〔（仮称）林野火災注意報の発令指標の設定（案）〕

以下の①又は②のいずれかの条件に該当する場合

- ①前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 前30日間の合計降水量が30mm以下
- ②前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 乾燥注意報が発表

- また、消防法に基づく火災警報のうち、林野火災予防を目的としたものについて、（仮称）林野火災警報との通称を用いることとし、火災予防条例（例）において、林野火災警報発令時の火の使用制限の対象区域を林野火災の発生危険性に応じて指定することを可能とすることで、林野火災予防に着目した的確な発令を促すことが必要である。

〔（仮称）林野火災警報の発令指標の設定（案）〕

（仮称）林野火災注意報の発令指標に加え、強風注意報が発表されている場合

ウ 顕著な少雨が確認された際の注意喚起

- 気象庁が「少雨に関する気象情報」を周知し、火の取扱いへの注意を呼びかけることや、気象庁及び消防庁が臨時の記者会見等を通じて全国的な少雨に係る注意喚起を行うことなどが効果的である。その場合には地方公共団体や消防機関も周知や注意喚起に努めることとする。

（2）林野火災に係る広報・啓発の強化

- 例年3月1日から7日までの全国山火事予防運動の機会等を通じて、林野火災の特徴に留意した戦略的かつ幅広い広報・啓発活動を一層強化する必要がある。広報手法に関しては、従前からの方法の活用のほかSNSを始めとしたインターネット媒体等も用いることにより、たき火や火入れ等の行為者に限らず、都市部からのレジャーによる入山者など来訪者等も念頭に置いた周知を行うことも重要である。
- 行政による広報・啓発については、消防機関だけでなく、防災担当部局、林務担当部局、廃棄物処理担当部局等、幅広い部局が参画した取組を実施することが重要である。また、地域住民との連携・協力が不可欠である。

（3）林野火災に強い地域づくり

- 森林の防火機能の向上のためには、延焼しにくい多様な林相への誘導が重要であるとともに、消火活動に必要な林道や防火水槽の整備により、迅速な初期消火や延焼防止に資することが期待される。
- また、林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域においては、関係市町村による総合的な事業計画の作成とともに、建物の防火対策の推進や空地の確保などのまちづくりにおける事前対策、飛び火を考慮した消防計画など林野に近接する居住地域に視点を置いた対応が重要になる。

2 大規模林野火災に対応できる消防防災体制のあり方

（1）緊急消防援助隊を含めた常備消防の体制強化

ア 的確な情報把握

- 刻々と変化する火災の状況に対応して、ヘリやドローンなどの情報把握に資する資機材を整備するとともに、緊急消防援助隊に新設された情報統括支援隊の活用等により迅速で継続的な情報把握体制を構築していく必要がある。

イ 早期の応援要請

- 林野火災では散水量の大きい自衛隊の大型ヘリによる空中消火が有効であり、平時より消防機関、都道府県及び自衛隊との間で連絡・情報共有体制を構築し、関係強化に努めていくべきである。特に自衛隊の大型ヘリが活動するため、地方公共団体は、自衛隊への災害派遣要請に先立ち、当該ヘリの活動基盤を選定しておくことが求められる。

- 地元消防本部は、時機を逸することなく都道府県内応援、必要な場合には、躊躇なく緊急消防援助隊の出動要請を行う必要がある。このため、林野火災に係る応援要請基準を各消防本部の受援計画で明確化し、受援計画に基づいた訓練を定期的に行う必要がある。

ウ 陸上部隊の消防活動

- 林野火災における消火活動は、長期ローテーションを組んで従事することが基本となることから、飛び火による火災の発生も想定しつつ、できるだけ十分な人員や車両・資機材を確保する必要がある。
- 山間部においては水利が限られることから、海や河川等の自然水利を消防用水として活用できる海水利用型消防水利システムや、大型水槽付き放水車等の水利確保に有効な車両の整備を進める必要がある。また、車両が進入できない林野内にも送水や放水が可能となるよう、大型仮設水槽をはじめとした資機材等の充実強化も重要である。さらに、コンクリートミキサー車等を有する民間事業者等との連携も強化する必要がある。
- また、山林内でも走破性が高く、簡易水槽やポンプ、背負い式消火水のうなどの資機材を搭載した林野火災対応ユニット車や、ドローンの熱源探査や熱画像直視装置、残火処理のために必要な背負い式消火水のう等資機材の更なる整備が必要である。
- 強風下における林野火災時の飛び火にも警戒し、延焼危険の高い建物等及びその付近への予防散水等の事項を勘案し、飛び火警戒要領を見直すことが重要である。

エ 航空部隊による消火活動

- 航空機による空中消火においては、安全に十分留意した上で活動空域に見合う十分な機数を確保し、連続的な散水に努めるなど消火効率を高める運用が重要である。大型で散水量の大きい自衛隊ヘリが出動している場合には、火勢の強い箇所を担当してもらう等、消防防災ヘリとの間で活動区域と役割分担を適切に行うことが重要である。
- 火災付近への消火活動（直接消火）に加えて諸外国で行われている間接消火を組み合わせたことや、散水量を高めるための有効な機体、消火薬剤の活用などの様々な方策について検討していくことが必要である。

- 陸上部隊と航空部隊との連携が特に重要であり、衛星通信機器も活用して、全ての場所で情報伝達が可能となる体制を確立するとともに、両部隊間で活動方針、活動場所、活動時間等を効果的に共有するため、グリッド図の活用を促していくべきである。

(2) 消防団の体制強化

ア 消防隊等と連携できる情報伝達体制の構築

- 電波が届かない不感地帯をあらかじめ把握するとともに、当該地域にも対応した訓練等を実施するほか、当該地域でも連絡手段を確保する観点から、衛星通信機器も活用した情報伝達手段の充実を図る必要がある。

イ 大規模火災に的確に対処できる体制の強化と資機材の整備

- 背負い式消火水のう、消火水のう用給水器などの林野火災に有効な資機材の整備など、消防団の装備の充実を図ることが必要である。また、火災対応に当たっては、消防団員の安全を確保し、可搬消防ポンプ等の資機材や車両について、定期的な点検整備や計画的な更新を行うことが重要である。
- 地元消防本部等と連携し、必要な車両・資機材を活用した実践的な火災想定訓練等を定期的に実施することが必要である。その際には、車両や資機材の取扱いについても十分習熟できるような訓練内容の充実を図る必要がある。
- 併せて、広範囲にわたった延焼状況等を確認できるドローンの活用を更に促進するとともに、消防団員のドローンの操縦技能の向上を図ることが必要である。

ウ 自主防災組織等と連携した取組

- 平時から、自主防災組織等と連携し、地域住民と顔の見える関係の構築や防火・防災に関する知識等を共有できるコミュニケーション機会の創出に取り組むとともに、防災士等の地域を支える多様な主体が参画したより実践的な避難訓練を増やすなど、地域住民の防火意識の向上につながる取組を推進する必要がある。

(3) 林野火災における住民避難

- 気象台や消防機関等から防災気象情報や画像・映像情報等を積極的に収集し、速やかに避難指示等の発令の判断を下す必要があり、市町村においては、高



齢者等避難・避難指示等の情報発表に関する基準や考え方を事前に整理・検討しておくことが重要である。また、市町村は、林野火災に適した避難先をあらかじめ定めた上で、避難指示の発令に際しては、延焼範囲等を考慮しつつ具体的な避難先を検討することが重要である。

- 避難情報等の周知に当たっては、市町村は、個々の住民に伝達できるよう、防災行政無線、防災アプリ等を用いた災害情報伝達手段の多重化・多様化を推進することが重要である。強風下においては、防災行政無線の屋外スピーカーが聞き取りにくい場合があることから、戸別受信機も活用することが有効である。
- 自主防災組織等、住民参加による大規模林野火災に対応した避難訓練をはじめとした各種の避難訓練等を実施することにより、大規模林野火災に対する住民の防火意識の向上を図ることが重要である。

3 大規模林野火災に備えた多様な技術の活用・開発

(1) 新技術・新装備の研究開発の推進

- ドローンによる空中消火や遠隔操作ロボットによる延焼阻止活動など、諸外国における新技術・新装備の活用事例や消防以外の分野で使用されている重機等の技術の活用事例を踏まえ、研究を推進していく必要がある。
- また、林野火災が発生した場合の住家等への延焼拡大リスクを評価できるシミュレーション技術の研究開発や、飛び火による火災発生を警戒・防御するための効果的な散水方法等に関する研究などを推進する必要がある。

(2) 消火薬剤の効果的な活用の検討

- 残火処理など散水場所が限定され、少ない散水量での消火効果が期待できると考えられる場合における消火薬剤の活用方法に関する要領を、令和8年の林野火災に向けて明確化することが必要である。それ以外の一般的な活用については、令和9年の林野火災に向けて、個別の消火薬剤の効果や健康・環境影響に関する評価方法等とともに検討し、令和8年中を目途に示すことが必要である。

4. 災害復旧及び二次災害の防止活動

- 被災森林の迅速な復旧のために、森林所有者や境界の情報について日頃から整理し、情報共有することが重要であり、被災後に復旧計画を立てるに当たっての、広域的な連携体制を関係者間で検討しておくことも有用である。激甚災害地にあつては、土砂流出を防止するための治山対策として、危険個所の調査・点検、および治山施設の整備を適切に行うことが必要である。

3 消防庁の対応

8月26日の報告書取りまとめを受け、消防庁から各都道府県知事に対し、「大船渡市林野火災の教訓を踏まえた今後の消防防災対策の推進について」（令和7年8月29日付消防庁次長通知）とともに、「火災予防条例（例）の一部改正について（通知）」（令和7年8月29日付消防庁次長通知）等の関連通知を発出しました。今後も、事務作業の進展に応じて関連の通知を随時発出する予定です。

特に、火災予防条例（例）の一部改正については、林野火災注意報や林野火災警報の仕組みを整備するものであり、令和8年の林野火災シーズンに向けて、各市町村の火災予防条例を速やかに改正していただくこととなります。消防庁としては、各市町村における対応状況について適宜フォローアップさせていただくとともに、必要に応じて助言等の支援を行ってまいりたいと考えております。

また、8月29日に行った令和8年度予算概算要求においても、検討会報告書で整備すべきであるとされた林野火災に対応するための車両、資機材等を要求事項として盛り込みました。全国消防機関における配備を順次進めてまいりたいと考えております。

実際の活動の様子



緊急消防援助隊による消火活動（日中）



緊急消防援助隊による消火活動（夜間）



大船渡市消防団による残火処理



消防防災ヘリコプターによる空中消火

※ 写真は、各消防機関より提供

林野火災において活用される車両・資機材等



海水利用型消防水利システム
（スーパーポンパー）



大型水槽付き放水車



夜間監視・熱源探査ドローン



林野火災対応ユニット車

林野火災対応ユニット車に積載する資機材（例）



背負い式
消火水のう



熱画像直視装置



大型仮設水槽



スキッドユニット
（ポンプとホースが一体型
となった軽量のユニット）



遠隔操作消火ロボット

※ 写真は、東京消防庁、各企業より提供

4 おわりに

この度の検討会にご参加いただき、積極的に議論を交わしていただいた委員や関係省庁等オブザーバーの皆様
に厚く御礼申し上げます。多くの委員の方からコメント
いただいたとおり、報告書における提言内容を実効性の
ある形で現場に展開していくこと、また、継続的に検証
を行いながら必要に応じて改善を図っていくことが重要
であると考えております。消防庁としては、全国の消防
関係者の声に丁寧に耳を傾けながら、林野火災対策の充
実強化に取り組んでまいります。

なお、本報告書は、総務省消防庁ホームページに掲載
されています。

[https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/
post-167/06/houkokusyo.pdf](https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-167/06/houkokusyo.pdf)



検討会当日の様子（第6回）



検討会報告書手交式の様子
（左から大沢消防庁長官、関澤座長、谷村林野庁次長）

問合せ先

消防庁総務課企画係
TEL: 03-5253-7506